

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第 74 号

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4号を削り、同条第5号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)